



弁護士人生は20年を越えたばかりですが、司法改革とともに歩んだこの20年、本当に面白かった。

まず、私が司法試験に合格したのは京大7回生の平成6年の秋。その翌年1月に阪神・淡路大震災が発生しました。

合格者は司法修習が始まるまでの間(当時は4月スタート)、京大答案練習会の勉強会のチューターをすることになっていて、大阪の自宅から大学に行こうとしたその朝に、大震災は起こりました。数か月後、被災者の仮設住宅での大阪の青法協の法律相談に、修習前の身分でありながら参加させてもらいました。先輩弁護士たちが、重いワープロをかかえて被災者の法律相談に耳をかたむけ、その場でてきぱきと必要な書面を作成していた姿が目には焼き付いています。このときの光景が、その後の自分の弁護士哲学の原点です。

次に、当時の法曹界は、司法改革に向けた熱気がありました。

弁護士になった平成9年当時はまだ、民事裁判は、ワープロで書面を作成し(しかも縦書き)、互いの書面のやりとりは期日当日。民事訴訟法が改正され、ファックスで準備書面を事前に送付するようになるのはその数年後という状況。刑事の分野でも、当番

弁護士制度の全面展開が始まったのはこのころ。このときはまだ、その後被疑者国選弁護制度が実現するとは思っていませんでした。日本の政府は、今と同様、司法予算の増



クロアチアのドブロブニクにて

石井 逸郎 (49期)

●Ichiro Ishii

額に冷たかったからです。

そんな司法の現状を変えたいとの、先輩弁護士たちの裁判員制度導入に向けた議論、法曹養成の分野での法科大学院制度導入に向けた議論を目にして、熱くなったものです。

その後当会の副会長になったのは、弁護士になって13年目の平成21年度。全面的な被疑者国選の実施、裁判員裁判のスタートとなったその年に、刑事の関連委員会の担当副会長をさせていただいたのは光栄でした。

思えば、法の支配を社会の

隅々に広げたいという司法改革の理念に共鳴して、自身の弁護士業務についても常に何かニッチな分野に業務を広げられないか?を意識し、様々な事件にかかわりました。弁護士になった直後、「ペット法学会」の立ち上げに参加し、旧「動物の保護及び管理に関する法律」の改正運動にかかわりました。その縁で客層も広がり、ペットの医療過誤の事件では東大農学部付属動物病院に対して証拠保全を行ったこともあります。

平成22年度に刑事弁護委員会の委員長を務めた関係で、裁判員裁判もこれまで3件担当しました。弁論の際には、趣味のコーラスが生きました。

最近は、とある私立幼稚園のお泊り保育中の幼児の死亡事故の第三者委員会にかかわった縁で、「日本子ども安全学会」の理事を務め、学校安全に関する啓発活動に取り組んでいます。

今の若い先生方の、司法改革の熱が冷めているようにみえるのが気がかりです。司法改革は、弁護士業務の幅を広げ、より魅力的なものに高める取り組みでもあります。若い先生方には、広い視野で自分の業務を見つめて、仕事に面白さを見つけてほしいと思います。 ■